

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から8年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、申請免除期間であるとの回答を受けたが納付できない。

私自身は、大学生だったため、A市に住んでいたが、実家のあるB市で母親が国民年金の加入手続をし、その際にもらった納付書を使って、1年分ずつ同市内のC銀行で保険料を納付してくれていた。領収印がある領収書を見たことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続をして保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録並びにB市及びA市の被保険者名簿では、申請免除期間とされているところ、申請免除は、毎年度住民登録した市町村に申請を行い、当該市町村における審査を経た後、当該市町村を管轄する社会保険事務所（当時）での審査及び承認手続が必要であり、申立人の申立期間における住所地は、B市とA市の両市に及ぶことから、複数の機関全てにおいて、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

また、申立人及びその母親は、申立期間に係る国民年金保険料について、B市で加入手続をし、同市内のC銀行で1年分ずつまとめて納付したと主張しているところ、申立期間のうち、平成6年6月から8年3月までの期間については、申立人はA市で住民登録をしていたことが改製原附票から確認できることから、申立期間の保険料を1年分前納する場合、少なくとも、7年4月から8年3月までの保険料については、同市で納付する必要があり、同市で納付すべき保険料をB市内で納付する方法としては、A市に申し出た上、郵便局で納付することが可能であるが、保険料を納付したとする申立人の母

親に郵便局で保険料を納付した記憶は無い上、申立人の母親は、「A市で保険料を納付した記憶は無く、B市内のC銀行で納付した。」としており、A市において国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 5 月 10 日まで
私は、申立期間を含めて、A社で、経理事務担当の正社員として勤務していた。

申立期間の標準報酬月額に関する年金事務所の記録は、6,000円から1万円となっているが、昭和35年4月から36年3月までの期間は1万2,000円、同年4月から37年4月までの期間は1万6,000円とされるべきであるので訂正してほしい。

特に、A社を退職する直前の給与が1万5,000円であったことは、その後勤務した国家公務員の初任給が同社における給与よりも少なく、転職を考える際に収入が減ることで悩んだため鮮明に記憶している。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された管理台帳に、申立期間に係る給与額及び標準報酬月額の等級が記載されており、給与については、同台帳の「給額」の欄に「37.1.21 15,000」の記載があり、少なくとも昭和37年2月以降の報酬月額は、申立人の主張どおりであったことが推認できるが、同台帳の「等級異動」の欄には、「34.10.1 4級」、「35.8.1 5級」、「36.5.1 5級」、「36.8.1 8級」の記載があるところ、当該記載はオンライン記録と一致している上、同社は、「管理台帳に記載された日ごとに、記載された等級に該当する標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、当該標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと考えられる。」と回答している。

また、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚のうち、申立人と入社時期は異なるが、年齢がほぼ同年代の複数の者の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額と比較して大幅な差異は見られない上、申立人は、

同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

なお、申立人は、A社を退職する直前の給与が1万5,000円であった旨申し立てているところ、前述の同社から提出された管理台帳の「給額」欄には、支給額の合計として、「37. 1. 21 15,000」と記載されていることから、申立人は、少なくとも昭和37年2月以降の期間については、主張しているとおりの毎月1万5,000円前後の報酬を受けていたと考えられ、固定的賃金等の変動に該当し、変動月から4か月目に当たる同年5月に随時改定が行われる可能性もあったが、同年5月10日に退職したことにより被保険者資格を喪失したため同改定は生じないこととなる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。